

小売業における労働災害防止のために

転倒、転落災害および荷による災害を防ぎましょう

(1) 転倒・転落災害の防止

小売業の休業4日以上の死傷者数のうち約3割が転倒災害です。また、高所からの転落災害も多数発生しています。この転倒、転落災害を防ぐポイントは次のとおりです。

転倒、転落災害防止のポイント

- 床の水たまりや氷は放置せず、その都度除去する。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 床面、通路は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造とする。
- 階段には滑り止め、手すりを設ける。
- 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設ける。



(2) 荷による災害の防止

荷の取扱い等による災害も多くあります。その災害防止のポイントは次のとおりです。

荷による災害防止のポイント

- 倉庫内では必ず通路を確保する。
- 重い物や大きいものは下に積み、荷崩れや荷が落下しないように積む。
- 棚に商品を置くときは、幅木などを設けることにより、振動や衝撃で落ちないようにする。
- いつも使うものは、取りやすい場所に置く。

台車の安全な使い方のポイント

- 台車は決められた場所に置く。
- 積む荷の形や大きさに応じた台車を使う。台車は押して使う。
- 荷崩れしないよう積む。前が見えない高さまでは積まない。最後に降ろす物から先に積む。
- 他の作業員やお客様などに衝突しないようにする。このため、バックヤードには台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。
- 曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。



災害防止に効果のある日常活動【4 S 活動】

「転倒、転落災害及び荷による災害の防止」に効果のある日常の活動として、4 S 活動があります。4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の意味と進め方は次のとおりです。

整理・・・必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

- | | |
|-----|---|
| 進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。 ② 4 Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。 ③ 店長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。 ④ チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。 |
|-----|---|

整頓・・・必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること

- | | |
|-----|--|
| 進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ① 現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。 ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り、移動距離を短くすること）。 ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。 ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。 ⑤ 以上のルールに従って整頓する。 ⑥ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。 |
|-----|--|

清掃・・・身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと

清潔・・・整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること

